

第 4603 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 2日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 農地を贈与等した場合の納税猶予の縮減要望

Q：農地を贈与等した場合の納税猶予制度の見直しの要望が出されているようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような要望が出されています。

【解説】

農林水産省では、農地等にかかる相続税等の納税猶予制度を次のように見直すことを要望しています。

納税猶予制度は、贈与等により取得した農地等が農業の用に供されることを前提に認められている特例措置であり、制度の適用を受けている間に農業経営を廃止したり、特例農地等について譲渡、貸付け、耕作放棄又は転用等があった場合には、一定の例外を除き、納税猶予期限が確定する仕組みとされている。しかしながら、①昨年の会計実地検査により、非農地化した特例農地等が存在することが判明し、同院から「農業委員会が特例農地

等について非農地と判断した場合は、速やかに贈与税及び相続税の納税猶予を打ち切ることができるよう、適切な手続を整備すること」（平成22年度決算検査報告）と指摘されたこと、②現行の納税猶予制度においては、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限を確定することが規定されていないため、その納税猶予期限を確定する手続を執ることができないことから、農地の有効利用及び納税猶予制度の趣旨に即して、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限を確定するため、その事由について見直すことが必要であるとして要望を出しています。

